

資料1

京都式
農福連携
補助金

申 請 会

説 明 会



平成29年度
京都式「農福連携」
補助金

EXPAND IT

■お問い合わせ
きょうと農福連携センター
京都府健康福祉部障害者支援課内
TEL:075-414-4596(4600)
FAX:075-414-4597

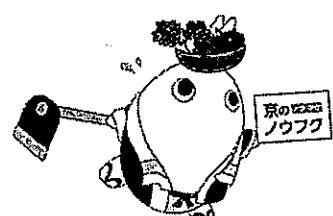
ノウフク

平成29年度

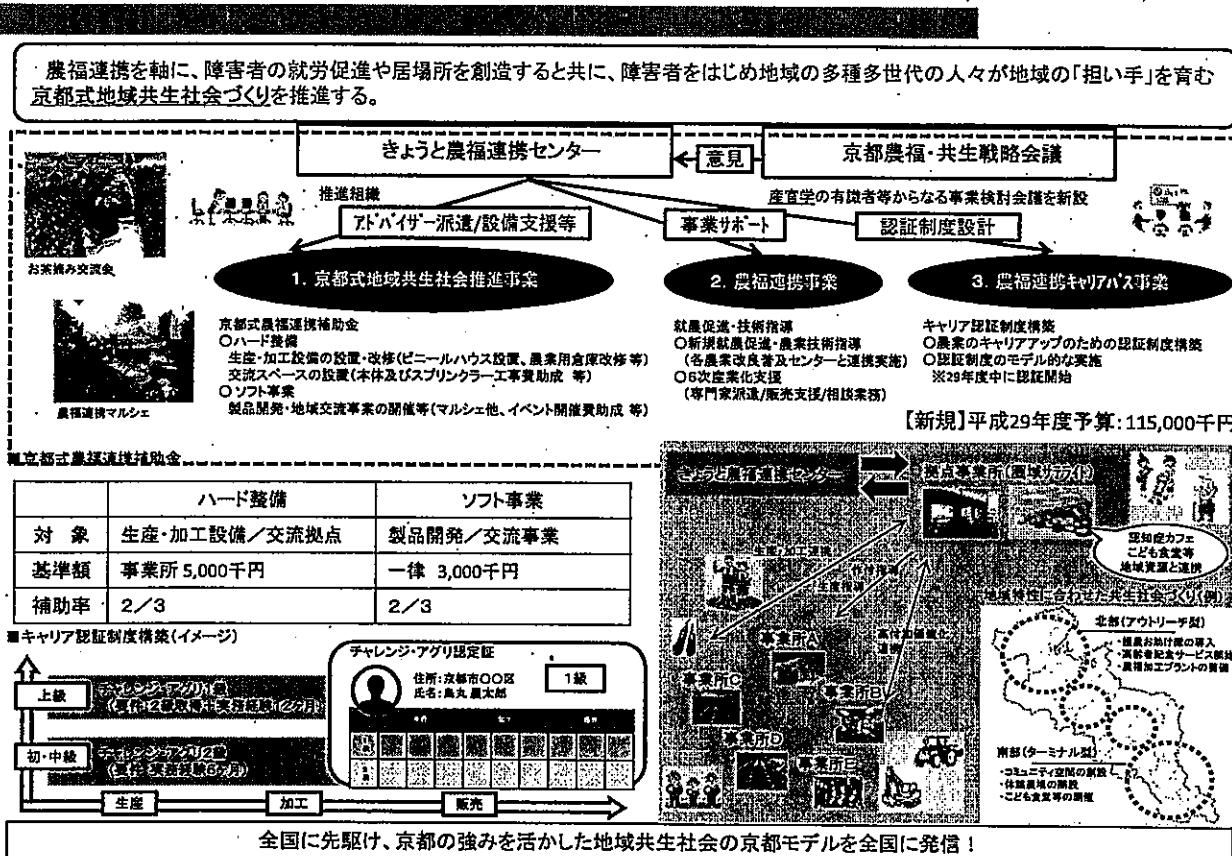
京都式農福連携構築事業の事業報告

平成30年6月

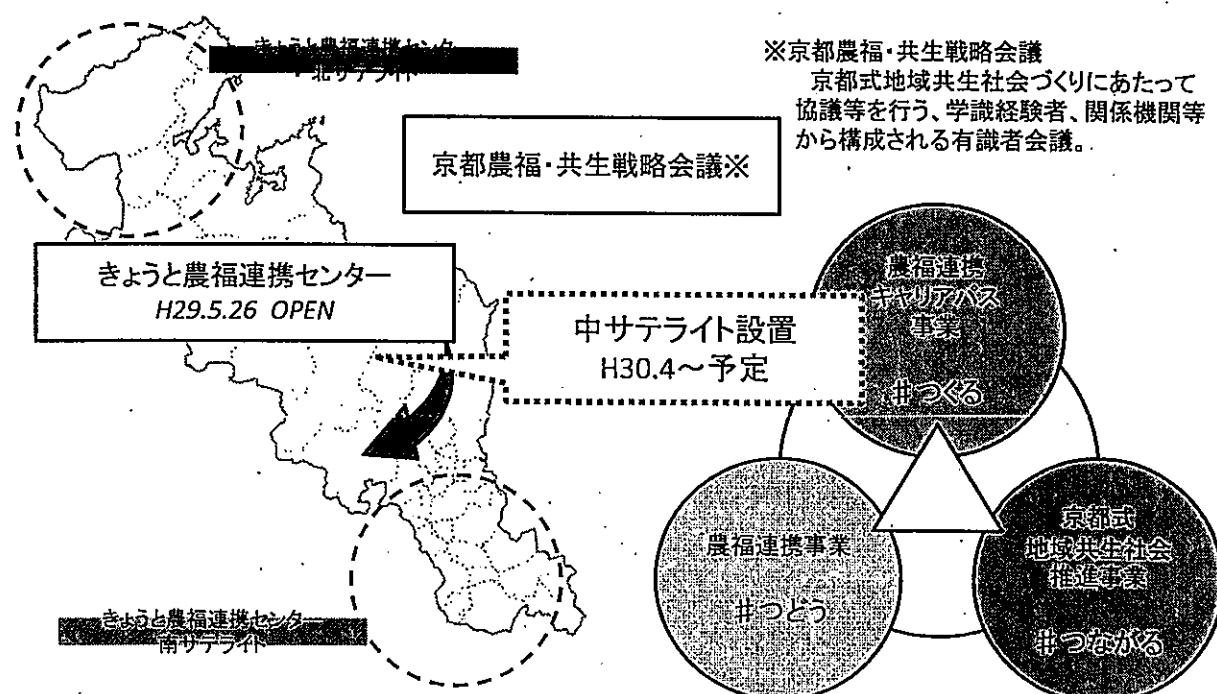
きょうと農福連携センター



京都式農福連携構築事業の概要



京都式農福連携構築事業の概要



京都式地域共生社会推進事業

つながる
Connecting

地域の多種多世代が
つながり・よりそい環境を整備する

■京都式農福連携補助金

	ハード整備	ソフト事業
対象	生産・加工設備 地域交流拠点整備	製品開発 交流事業
基準額	5,000千円	3,000千円まで
補助率	2/3	2/3

地域交流スペースの設置



高齢者向け配食サービス



主な農福連携に携わる府内の事業所

府内の状況

就労系事業所約378事業所のうち
約53事業所が農福に取り組んでいる。

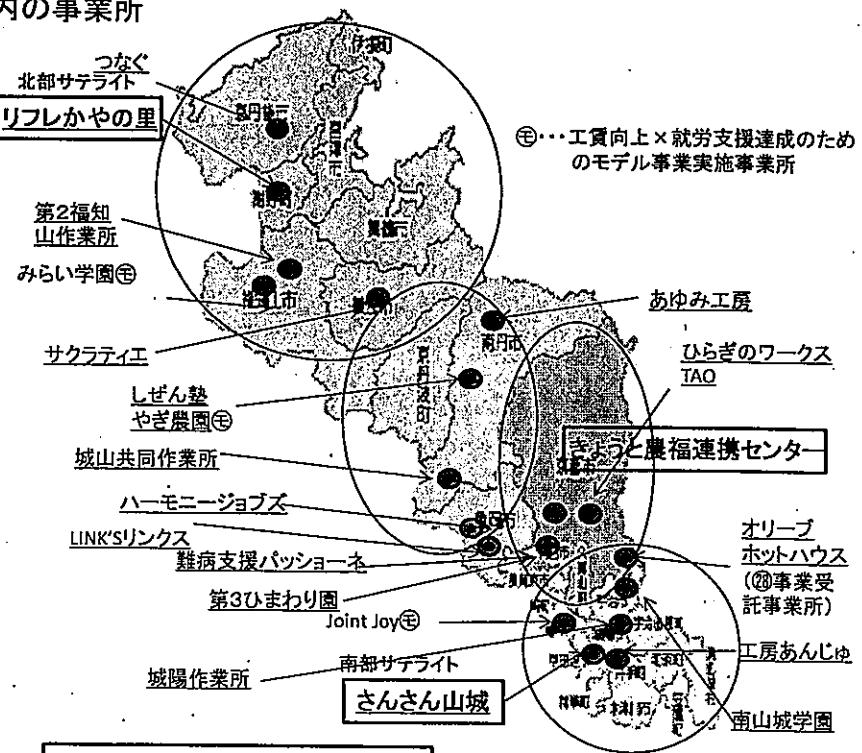
人口推移	H28.7.1	H29.7.1
丹後	96,119	94,316
中丹	195,435	193,550
南丹	136,052	134,845
京都市	1,475,206	1,472,395
乙訓	149,630	151,517
山城	554,345	554,225

北部は人口減、南部は人口微増。

高齢化率	H27.3.31	H28.3.31
丹後	34.6	35.3
中丹	30.1	30.7
南丹	28.7	29.7
京都市	26.5	27.1
乙訓	25.7	26.2
山城	26.0	26.8

府内全域高齢化率は増加しており、特に北部は高齢化が進んでいる。

※住民基本台帳に基づく市町村からの報告数値



サテライト業務
・各地域の相談・調整役
・地域の取組についてHP掲載
・中心となりマルシェ等の開催 など

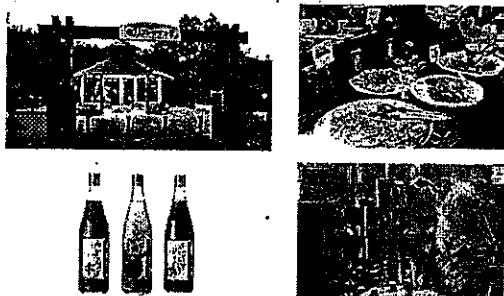
京都式農福連携補助金申請事業所
→7事業所(下線の事業所1.17現在)赤字
は秋募集
府内20箇所目指す→17事業所85%達成

京都式農福連携補助金交付事例①

京都北部(与謝野町)(福)よさのうみ福祉会 リフレかやの里

事業所概要

- 閉鎖されていた公立の宿泊型保養施設リフレかやの里の再生を目指して、福祉と地域と行政が連動し、2011年にスタート。
- 就労A型・B型事業に取り組み、地元農産物の加工、パンの製造、レストラン、ホテル、浴場の運営を展開。農産物の直売所も併設。
- 昨年5月26日にきょうと農福連携センター北部サテライト拠点に指定。



農福連携の状況

- 2011年のスタートと同時に加工場も稼働。農産物加工やパン・ケーキ製造等を行っている。
- 農産物加工、パン製造、宿泊施設のレストランでは、地元農家とも連携し、地元農産物を活用し、地産地消に取り組む。農産物加工等については、地元農家の規格外の野菜や果物等を活用し、地元農家にもメリットを生む取組を実施。
- 農産物直売所も運営し、地元農家とも契約し、販売。平成29年6月からは閉鎖された道の駅を活用した直売所にも参画。

京都式農福連携補助金の活用方法

【総事業費:23,363千円、補助額:15,333千円】

- 事業所の強みである加工施設を強化(第2加工場の整備)し、農家との連携による加工品の生産拡大を図るとともに、過疎化が進む地域の実情を踏まえ、移動販売の強化による買物困難者への支援を強化

☆少子・高齢化が進み、地域コミュニティの希薄化や農業等の人材不足が深刻化している与謝野町において、障害のある方の就労の拡大と地域交流の拡大等により、地域の多種多世代の方が繋がることで、地域コミュニティの再生と地域経済の活性化を目指す

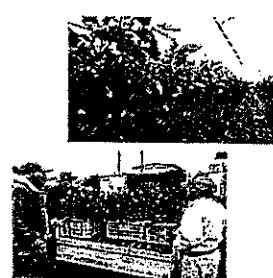


京都式農福連携補助金交付事例②

京都南部(京田辺市)(福)京都聴覚言語障害者福祉協会 さんさん山城

事業所の概要

- 2011年4月に開所。聴覚障害のある方を中心には、農作業、織製品や木工品の製作等を実施。
- 就労B型に取り組み、農作物の生産に加えて、加工、コミュニティカフェの運営等も実施。
- 昨年5月26日にきょうと農福連携センター南部サテライト拠点に指定。



農福連携の状況

- 山城地域の特産品①宇治茶、②京都えびいも、③京都田辺なすなどの生産を行い、JAにも出荷。農業の担い手として地域農業に貢献。また、宇治茶の苗木の育苗を行い、地元のお茶農家にも提供している。
- 手摘みの高級抹茶を使用した「濃茶大福」「抹茶クッキー」、京都えびいもで作った「えびいもコロッケ」などを地域の模擬店等で販売。
- 地域交流のためのさんさん山城マルシェを発展させ、平成29年6月から、事業所の中に、コミュニティカフェをオープンし、地域の方に開放し、事業所で生産した野菜等を使ったランチを提供。

京都式農福連携補助金の活用方法

【総事業費:23,363千円、補助額:15,333千円】

- 6月にオープンしたコミュニティカフェを多くの方に利用していただけるよう改裝するとともに、京都特産品を用いた加工をさらに拡大するために加工施設等の整備を行い、6次産業化を推進

☆子育て世代等が多く生活する地域において、地域交流機能を強化し、京都特産品の消費拡大も行うことで、多種多世代が繋がる地域共生社会のモデルを実現するとともに、障害のある方の工賃水準の向上や社会参加の拡大を図る

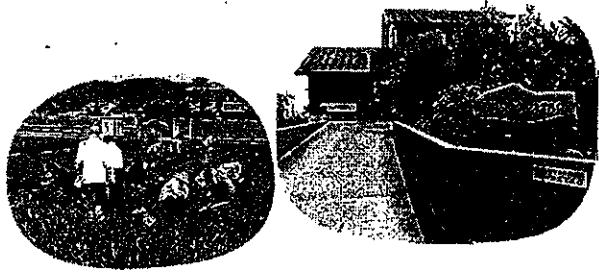


京都式農福連携補助金交付事例③

京都市内(NPO法人)ひらぎのワークスTAO

事業所の概要

- 2010年5月にB型事業所を開所。障害のあることのある作業所としてスタート
- 室内作業としては神社仏閣に関する種々のお札・お守りの紐付け・袋入れ作業、箱折作業等を実施。
- 地域の特性を生かした露地栽培、ハウス栽培の京野菜を作り、宅配販売、各種バザー出店



農福連携の状況

- 収益の良い京野菜等を中心に近隣農家の指導や協力をえながら、生産を実施
- 地域の高齢者等の住民に個別販売を展開。また、区役所などでも決まった日程で定期販売を行い、地域で販売を行ってきている。またバザー・マルシェなどでも積極的に販売を実施
- 事業所内で収穫祭を実施。近隣住民を中心として、作品展等とも結びつけながら、他の作業所等と合同で実施。

京都式農福連携補助金の活用方法

【総事業費:4,109千円、補助額:1,995千円】

- 移動販売を強化するため、販売車を購入。トラクター等の農機具を購入し生産力を強化
- ☆利用者とともに各戸販売を展開することで地域に事業活動の理解を促進するとともに顔がみえる関係を構築。障害者が育てた安心安全な野菜の社会的認知を拡大。また高齢者の見守り活動の一翼を担う
マルシェは11月に実施。みかんがりや落書きコーナーの設置など地域住民にも参加できる企画を実施
今後生産力の増加に伴い、販売活動を強化の予定



京都式農福連携補助金交付事例④

京都市(福)向陵会 第3乙訓ひまわり園

事業所の概要

- 2017年6月に開所し、新たに農作業に取組む事業所である。
- 京都市の洛西に位置し、比較的周りに農家も多い。
- 定員10名の生活介護に取り組み、体験農業の実施、農作物の生産に加えて、近隣住民と連携し商品開発を行い、コミュニティカフェの運営等で提供することを計画されている。



農福連携の状況

- コミュニティカフェのオープンに向け、事業所の改装を実施中。当初は夜景を楽しめるカフェを検討されていたが、設備の問題で断念。地域住民やハイキング等の休憩所として活用を期待していたため、1階部分をカフェベースにすることになった。今後は、事業所で生産された野菜等を使ったランチメニューを近隣住民と開発し、提供することを計画している。
- 事業所内にある荒地を修復することにより、近隣の子どもとの繋がりを作るため体験農業を実施する。また、カフェベースの一般開放やマルシェなどを開催し、地域の方々とふれあえる機会を創造する。

京都式農福連携補助金の活用方法

- 多くの方が集まるようコミュニティカフェを改装するとともに、一般開放した際には、利用しやすいよう工夫を行う。また、地元農家や近隣住民と連携し地元食材を活用したカフェメニューを開発し発展を期待する。
- ☆地域食材を用いることにより地域貢献及び観光客等の情報発信源となり、多種多世代が繋がる地域共生社会の推進に寄与するとともに、障害のある方の工賃水準の向上や社会参加の拡大を図る。



農福連携事業

#つどう
Gathering

地産地消の和で地域につどい、
地域農業の生産性を高める。

マルシェの開催



専門家による作付指導

栽培品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
タマネギ	●							●				
ニンジン	●	●			●		●	●	●	●	●	
サニーレタス								●	●	●	●	●
パセリ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ホウレンソウ							●	●	●	●	●	●
コマクナ							●	●	●	●	●	●
シチュー							●	●	●	●	●	●

農福連携キャリアパス事業

#つくる

Growing
作業能力や適正を見る化し
地域に参画する人材をつくる。

■キャリア認証システムの創設

キャリア認証を導入すると…

(就農者側)

次にどんな作業をすればよいかわからない



自分たちの仕事に自信がもてるようになった！

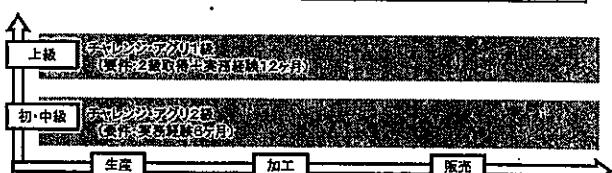
(雇い主側)

何に困っているのかわからない。



彼らは何が得意なのかわかった！

■キャリア認証(例)



平成29年度 京都式農福連携構築事業 概要報告

○京都式地域共生社会推進事業

- ・京都農福・共生戦略会議4
 - ・施設等整備17(うち拠点2)
(ハード整備対象16・ソフト事業対象12)

注)ハード:各種工事・農耕器具導入等、ソフト:イベント支援等



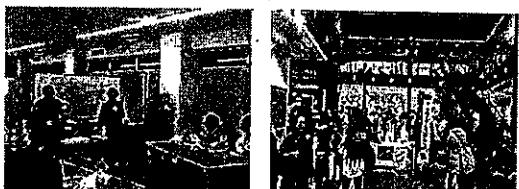
○農福連携事業

- ・マルシェ開催(都市型3・府庁2・地域9)
 - ・物産・商工連携(道の駅など2)
 - ・専門家派遣(農業指導5・地域連携フェロー3)



○農福連携キャリアパス事業

- ・キャリア認証構築ワーキング(WG)開催数6
 - ・認証講座(全5回(学科5・実技5))
 - ・修了予定者8



京都式農福連携事業 30年度年間スケジュール(予定)

■補助金対象事業者の選定

京都式農福連携補助金の対象事業者は、きょうと農福連携センターにより選定されます。

※補助金の交付対象とならない場合があります。

補助の交付対象とならない経費(例)

- ・事業の趣旨に関連のない経費
- ・農福連携補助金の趣旨に反する経費
- ・補助金交付決定前に契約や支出された経費
- ・領収書等により事業実施主体が支払ったことが確認できない経費
- ・事業実施期間中に発生した事故・災害などの処理のための経費
- ・他の補助対象となった経費
- ・土地の購入、賃貸に関する経費
- ・法令等に違反した建築物、土地使用等に関する経費
- ・パソコン、軽トラックなど汎用性の高い備品の経費
- ・30万円未満の事業に係る経費(ハード整備、ソフト事業双方の場合は合計額が50万円未満)
- ・食糧費
- ・平成30年度中に執行されなかった経費

提出に必要な書類

○申請様式

別記第1号様式

- (1)別紙1 申請額内訳書
- (2)別紙2 事業計画書
- (3)別紙3 支出予定額内訳書 ※見積書(要)
- (4)別紙4 事業收支予算書
- (5)別紙5 事業説明書

○その他申請に必要な書類

- (6)その他補助対象事業に係る関係書類(事業計画資料等)
- (7)前年度事業決算書
- (8)法人及び事業所概要
- (9)農地の所有、利用に係る書類(例:全部事項証明書 等)

京都式農福連携補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障害者の就労促進や居場所を創造すると共に、障害者をはじめ地域の多種多世代の人々が地域の担い手となる共生社会づくりを推進するため、障害福祉サービス事業において農業に取組む事業（以下「農福連携事業」という。）を実施する事業所が、農業と福祉を通して地域と共生を図る事業に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者等)

第2条 補助対象者、補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表に定めることとする。

(交付申請)

第3条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第4条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとするときは、規則第9条に規定する変更申請書は別記第2号様式によるものとし、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して1箇月経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定の後に行うものとする。ただし、知事は、必要と認める場合は、交付決定を受けた額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、別記第4号様式による申請書及び請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事が別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該補助事業者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の管理及び処分)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した

財産（以下「取得財産」という。）について、知事が別に定める様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとするときは、あらかじめ知事が別に定める様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させができるものとする。

（書類の整備）

第9条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別表

補助対象者	補助対象経費	補助基準額	補助率
1 (1) 府内に掲げる条件を満たす法人であること (2) 常利原則によるもの (3) 原する目的の障害者生活支援法第17条に規定する事業の目的の障害者生活支援法第123号。 (4) 一括化農業を図る事項を全て満たす法人の障害者生活支援法第5条第7項に規定する「指定する事務所が認めたこと」として、同組合に加入する実績を有する組合である。 2 (1) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する「指定する事務所が認めたこと」として、同組合に加入する実績を有する組合である。 3 (1) 常利原則によるもの (2) 原する目的の障害者生活支援法第17条に規定する事業の目的の障害者生活支援法第123号。 (3) 一括化農業を図る事項を全て満たす法人の障害者生活支援法第5条第7項に規定する「指定する事務所が認めたこと」として、同組合に加入する実績を有する組合である。	左欄の事業所における次に掲げる経費 1 ハード整備 (1) 農福連携事業に要する経費 (2) 地域の事業所への連携に要する経費 2 (1) 農福連携事業の運営に要する経費 (2) 地域の事業所への連携に要する経費 (3) 他発信又は報費 3 (1) 農福連携事業に要する経費 (2) 地域の事業所への連携に要する経費 (3) 他発信又は報費	次に掲げる区ぞれ補助対象額を算出する。その金額と実しい定額に応じて、その額の較少額を支拂う。一方で、その額の較大額を支拂う場合は、その額の較大額を支拂う。 1 ハード整備 20,000千円 3,000千円	2/3以内 (1,000の生きれ捨の)、整い助か額引を指融かれには入る。未だ切るすだ一には定補差た事す機借場い該の内す。 2/3補 2/3をもる。しド補額助し額のる闇入合て借2/3を。 2/3をもる。しド補額助し額のる闇入合て借2/3を。
農福共生地域拠点事業	左欄の事業所における次に掲げる経費 1 ハード整備 (1) 農福連携事業に要する経費 (2) 地域の事業所への連携に要する経費 2 (1) 農福連携事業の運営に要する経費 (2) 地域の事業所への連携に要する経費 (3) 他発信又は報費 3 (1) 農福連携事業に要する経費 (2) 地域の事業所への連携に要する経費 (3) 他発信又は報費	次に掲げる区ぞれ補助対象額を算出する。その金額と実しい定額に応じて、その額の較少額を支拂う。一方で、その額の較大額を支拂う。 1 ハード整備 5,000千円 3,000千円	2/3以内 (1,000の生きれ捨の)、整い助か額引を指融かれには入る。未だ切るすだ一には定補差た事す機借場い該の内す。 2/3補 2/3をもる。しド補額助し額のる闇入合て借2/3を。 2/3をもる。しド補額助し額のる闇入合て借2/3を。
農福共生事業	左欄の事業所における次に掲げる経費 1 ハード整備 (1) 農福連携事業に要する経費 (2) 地域の事業所への連携に要する経費 2 (1) 農福連携事業の運営に要する経費 (2) 地域の事業所への連携に要する経費 (3) 他発信又は報費 3 (1) 農福連携事業に要する経費 (2) 地域の事業所への連携に要する経費 (3) 他発信又は報費	次に掲げる区ぞれ補助対象額を算出する。その金額と実しい定額に応じて、その額の較少額を支拂う。一方で、その額の較大額を支拂う。 1 ハード整備 5,000千円 3,000千円	2/3以内 (1,000の生きれ捨の)、整い助か額引を指融かれには入る。未だ切るすだ一には定補差た事す機借場い該の内す。 2/3補 2/3をもる。しド補額助し額のる闇入合て借2/3を。 2/3をもる。しド補額助し額のる闇入合て借2/3を。

別記第1号様式（第3条関係）

番 号

年 月

京都府知事 様

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の氏名

印

平成30年度京都式農福連携補助金交付申請書

平成30年度において上記事業を実施したいので、京都式農福連携補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 別紙1 申請額内訳書
- (2) 別紙2 事業計画書
- (3) 別紙3 支出予定額内訳書
- (4) 別紙4 事業収支予算書
- (5) 別紙5 事業説明書
- (6) その他補助対象事業に係る関係書類
- (7) 前年度事業決算書
- (8) 法人及び事業所概要
- (9) 農地の所有、利用に係る書類

別紙1 申請額内訳書

総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③ (①-②)	補助対象経費 ④	補助基準額 ⑤	補助選定額 ⑥	補助申請額 ⑦	補助対象借入額 ⑧	借入補助額 ⑨
ハード整備								
ソフト事業								
合計								

※補助選定額⑥は、③④⑤を比較して最も低い額

※⑦ \leq ⑥×2/3、⑧ \leq ⑥×1/3、⑨ \leq ⑧×2/3

※⑦、⑨については1,000円未満を切り捨て

※⑧は、京都府福祉協議会における施設整備等融資金貸付事業又は福祉医療機構による福祉貸付事業による借入額予定額を記入

※①のハード整備、ソフト事業が30万円未満のもの又は、①の合計が50万円未満のものは対象外

別紙2

事業計画書

【事業内容】

目的)

方法)

目標)

【中・長期プラン】

【実施時期及び期間】

(注) 事業計画書については、実施する事業ごとに1枚作成する。

事業に関することは、必ず記録に残し常に提出できるよう整備しておくこと。

別紙3

京都式農福連携補助金支出予定額内訳書

(単位：円)

経費区分	支出予定額	積算内訳書
合計		

(注) 積算根拠となる見積書を添付すること。

別紙4

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	内訳
府補助金		
市町村等補助金		
補助対象事業に 係る収入		
自己資金		
その他の		
合計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	内訳
補助対象経費	需用費	
	備品購入費	
	工事請負費	
	委託費	
	使用料及び賃借料	
	補助対象経費計(A)	
補助対象外経費(B)		
合計(A+B)		

注 1の「合計」欄の額と2の「合計(A+B)」欄の額は、一致させてください。

別紙5 事業説明書

主たる事業所名：

住 所

実施事業所名：

担 当 者 名 :

連絡先（TEL・メールアドレス）：

- ・原則 2 年以上の障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス並びに児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援及び同法第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援事業所を運営している実績を有していること

指定年月日：平成 年 月 日

・実施体制

本事業従事者 支援員数 / 利用者数

事業規模（専有面積） 農地 m² / 加工場 m²

予定の場合は、朱書きでお願いします。

・事業実施場所（所在地）※農地を含む。

100

事業対象エリア（複数回答可）

丹後・中丹・南丹・京都市・乙訓・山城
(市町村名:)

■年間スケジュール

別記第2号様式（第4条関係）

番 号

年 月

日

京都府知事様

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の氏名

印

平成30年度京都式農福連携補助金変更申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定のあった上記事業について、下記のとおり変更したいので、京都式農福連携補助金交付要綱に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更内容

変更前	変更後

※変更後の内容がわかる資料を添付して下さい。

別記第3号様式（第5条関係）

番 号

年 月

京都府知事様

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の氏名

印

平成30年度京都式農福連携補助金実績報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業を
年 月 日付けで完了しましたので、京都式農福連携補助金交付要綱に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

- | | |
|--------------|---|
| (1) 補助金交付決定額 | 円 |
| (2) 補助金精算額 | 円 |

2 添付書類

- (1) 別紙1 確定額内訳書
- (2) 別紙2 事業実績報告書
- (3) 別紙3 支出精算額内訳書
- (4) 別紙4 事業収支決算書
- (5) その他補助対象事業に係る関係書類（領収書等の収支報告書類を含む）

別紙1 確定額内訳書

総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③ (①-②)	補助対象経費 ④	交付決定時補助対象経費 ⑤	補助基準額 ⑥	補助選定額 ⑦	補助金精算額 ⑧	補助対象借入額 ⑨	借入補助額 ⑩
ハード整備									
ソフト事業									
合計									

※補助選定額⑦は、③④⑤⑥を比較して最も低い額

※⑧≤⑦×2/3、⑨≤⑦×1/3、⑩≤⑨×2/3

※⑧、⑩については1,000円未満切り捨て

※⑨は、京都府社会福祉協議会における施設整備等融資金貸付事業又は福祉貸付事業による借入額による借入額を記入

別紙2

事業実績報告書

【事業内容】

【事業効果・成果・課題】

【中・長期プラン】

【実施時期及び期間】

(注) 事業実績報告書については、実施した事業ごとに1枚作成する。
事業実施に関する書類及び写真等を添付すること。

別紙3

京都式農福連携補助金精算額内訳書

(単位：円)

経費区分	支出額	精算内訳
合計		

(注) 領収書など事業実施主体が支払ったことがわかる書類を添付すること。

別紙4

事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予 算 領	内 訳
府補助金		
市町村等補助金		
補助対象事業に 係る収入		
自己資金		
その他の		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予 算 領	内 訳
補助対象経費	需用費	
	備品購入費	
	工事請負費	
	委託費	
	使用料及び賃借料	
	補助対象経費計(A)	
補助対象外経費(B)		
合 計 (A + B)		

注 1の「合計」欄の額と2の「合計(A+B)」欄の額は、一致させてください。

京都式農福連携補助金

概算払申請書

年 月 日

京都府知事 様

(団体所在地)
(団体名)
(代表役職名)
(代表氏名)

印

年 月 日付けで交付決定のあった上記補助金について、京都式農福連携補助金交付要綱に基づき下記のとおり概算払を申請します。

1 交付決定額	, 000円
2 概算払請求額	円
3 概算払いが必要な理由	

添付書類 請求書

平成30年度京都式農福連携補助金（農福共生事業）申請要領

この要領は平成30年度京都式農福連携補助金（農福共生事業）を申請するにあたっての注意事項等をまとめたもので、申請の際は本要領により関係書類を提出願います。

1 事業実施期間

交付決定日から平成31年3月31日まで。

※ただし、平成30年度中に完了検査を受けることが必要となります。

2 補助金の額等

ハード整備・ソフト事業の補助は、それぞれ1法人1事業所とします。ただし、前年度ソフト事業の補助を受けた事業所を運営する法人については、当該事業所を含む2事業所をソフト事業の補助対象とすることができます。（2事業所合計で3,000千円をソフト事業の補助基準額とします。）

補助金の額は、補助基準額と実支出額を比較して少ない方の額に3分の2を乗じた金額（千円未満切り捨て）とします。

なお、補助金全体の交付申請額が予算の範囲を超えた場合は、補助金額の一部または全部が交付されないことがあるので留意願います。

また、既にハード整備の補助を受けた事業所については、今年度はハード整備の対象になりません。

3 補助の交付対象となる経費の例

(1) ハード整備

- ・ 農業用倉庫の設置に係る経費
- ・ 農業用（耕作用）機械の購入に係る経費
- ・ ビニールハウスの設置・シートの張替に係る経費
- ・ 農作物の生産、加工施設の整備に係る経費
- ・ 農作物及び農作物の加工品の販売スペースの整備に係る経費
- ・ 地域交流を図るためのスペース（カフェ、サロン等）の整備に係る経費
- ・ 移動販売車（冷蔵・冷凍）の購入に係る経費
- ・ その他知事が必要と認める経費

(2) ソフト事業

- ・ マルシェ、交流事業の開催にかかる経費（府民が参加可能で必ず広く周知・広報活動を行うこと。）
- ・ 新商品の開発、技術指導及び移動販売を含む地域交流を促進するための臨時的な人件費又は謝金（ソフト事業に係る合計補助金額の3分の1までの金額とし、従来からの団体構成員に対するものは対

象外とします)

- ・ 販路拡大、交流事業の周知（チラシ製作等）、ホームページ製作など広報等に係る経費
- ・ 農業用（耕作用）の機材の内、農業機械以外の農具に係る経費
- ・ 土・種・苗・肥料など農業資材に係る経費
- ・ その他知事が必要と認める経費

4 補助の交付対象とならない経費

- ・ 事業の趣旨に関連のない経費
- ・ 農福連携補助金の趣旨に反する事業のための経費
- ・ 補助金交付決定前に契約や支出された経費
- ・ 領収書等により事業実施主体が支払ったことが確認できない経費
- ・ 事業実施期間中に発生した事故・災害などの処理のための経費
- ・ 他の補助対象となった経費
- ・ 土地の購入、賃貸に関する経費
- ・ 法令等に違反した建築物、土地使用等に関わる経費
- ・ パソコン、軽トラックなど汎用性の高い備品の経費
- ・ 30万円未満の事業に係る経費（ハード整備、ソフト事業双方の場合
は、合計額が50万円未満の事業にかかる経費）
- ・ 食糧費

5 申請書類の作成及び提出

本事業へ申請する法人は、申請書類を作成し、提出期限までに持参又は郵送で提出願います。

(1) 申請書類：別記第1号様式、別紙1～5、及びその他必要書類

(2) 提出期限

平成30年6月25日(月)17時まで（必着）

(3) 提出先

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府健康福祉部障害者支援課（きょうと農福連携センター）

電話：075-414-4600 又は 4596

(4) 注意事項

ア 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は対象外となる場合があります。

イ 補助対象者以外の者及び補助対象とならない経費について申請された場合は無効とします。

ウ FAX及びメールでの受付は行いません。

エ 提出された申請書は決定、不決定に関わらず返却はいたしません。

オ 審査に当たり、必要に応じてヒアリング等させていただきます。

- また、状況確認等のために追加の資料を要求することがあります。
- 力 決定を受けた法人は、府税納税証明書及び利用している又は利用する予定の農地の権利に関する書類を提出していただきます。
- キ 申請期間中の質問事項等に対する回答は、公式ホームページ（京のノウフク）のお問い合わせフォームより受け付けます。複数の事業所から寄せられると考えられる質問とその回答については、公式ホームページ（京のノウフク）に掲載します。

6 審査等

- (1) 提出された書類に基づき、きょうと農福連携センターにおいて審査を行い、京都府が補助金交付を決定します。
- (2) 審査は、趣旨及び実現性、継続性（法人の財政状況を含む。）、効果のある事業内容であるかどうかを勘案して総合的に行います。

7 実績報告

事業終了後、別記第3号様式及び別紙1～4、その他領収書等支出を証明する書類の提出により報告を行っていただきます。

なお、事業成果等については、随時報告をいただくとともに、補助金交付後においても実地視察を行う場合があります。

8 その他

ハード整備に関する経費につきましては、社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う施設整備等融資金貸付事業又は独立行政法人福祉医療機構が行う福祉貸付事業から借りれる場合、別途補助を受けられる場合があります。

詳細につきましては、後日、京都府から情報提供をさせていただきます。

(参考) 法人要件について

○平成 17 年法律第 123 号第 5 条第 1 項に規定する「障害福祉サービス」

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 施設入所支援
- ・ 障害者支援施設
- ・ 自律訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 (A 型・B 型)
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助

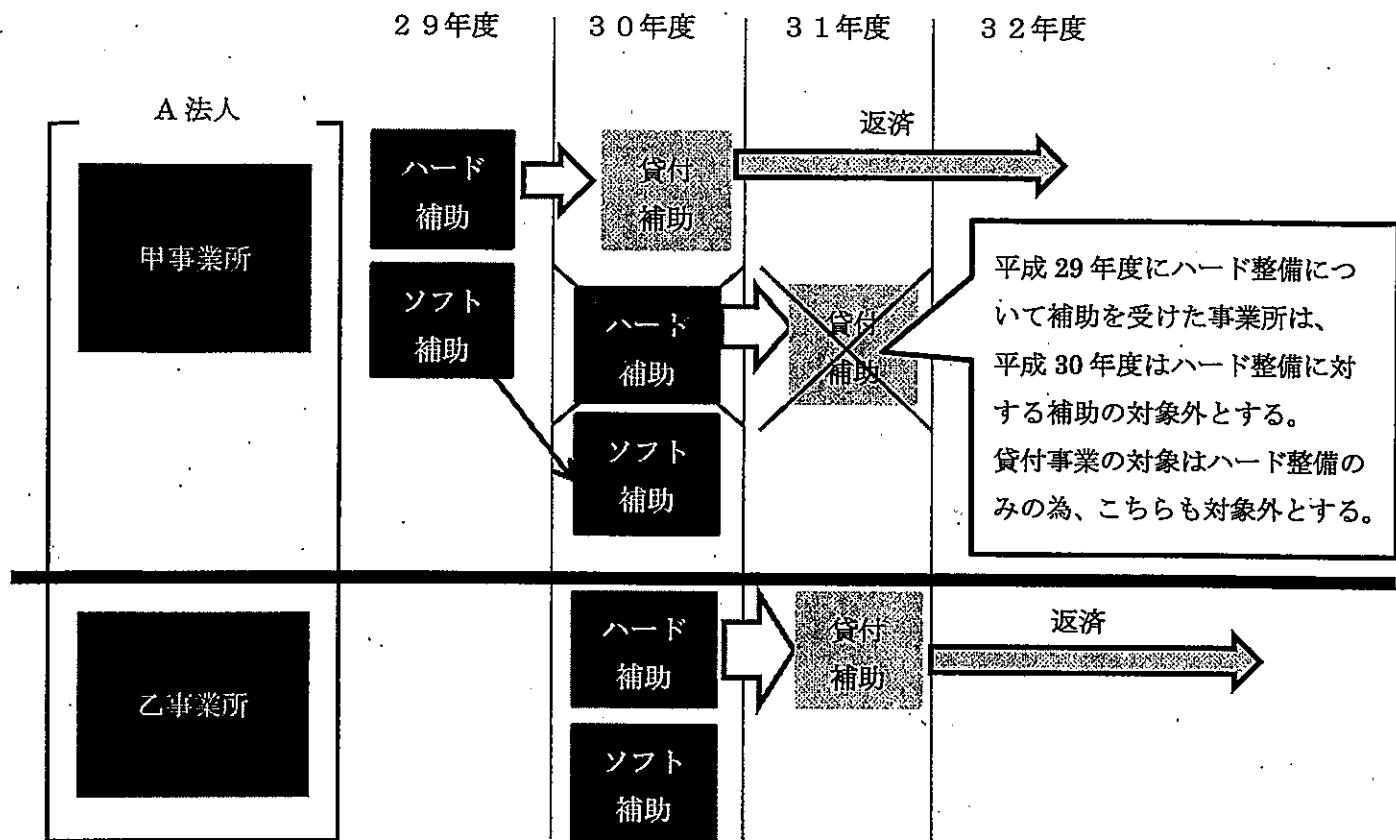
○児童福祉法第 6 条 2 の 2 第 1 項に規定する「障害児通所支援」

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援

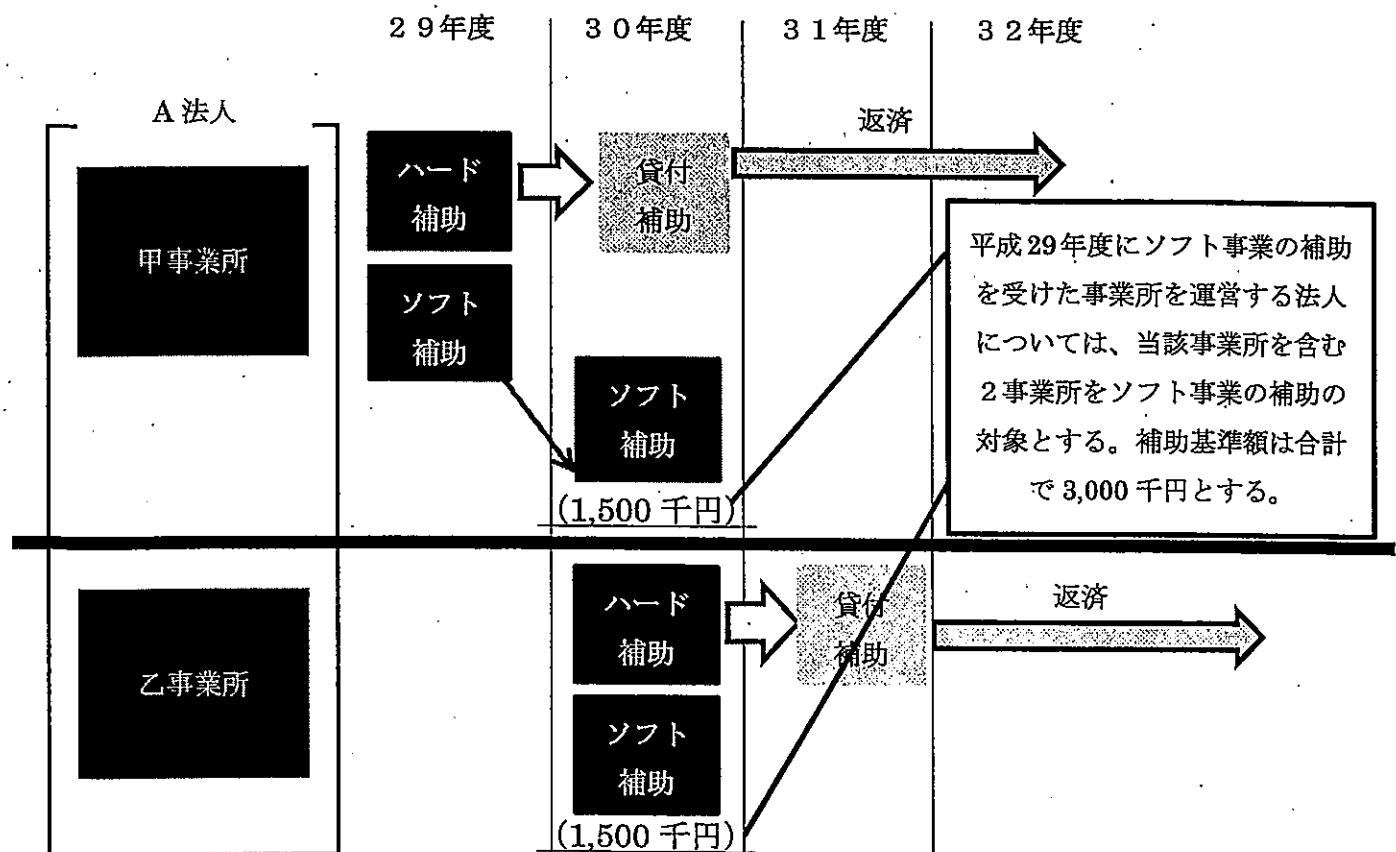
○児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する「障害児入所支援」

補助対象事業のイメージ図

ケース①：ハード整備の補助について



ケース②：ソフト事業の補助（昨年度実績あり）について



資料4

記入例

別記第1号様式（第3条関係）

番 号

平成30年6月〇〇日

京都府知事様

申請者の所在地 京都市上京区下立売通新町西入

申請者の名称 社会福祉法人 京都農福連携センター

代表者の氏名 会長 農福 京太郎 団

平成30年度京都式農福連携補助金交付申請書

平成30年度において上記事業を実施したいので、京都式農福連携補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 3,326,000円

2 添付書類

- (1) 別紙1 申請額内訳書
- (2) 別紙2 事業計画書
- (3) 別紙3 支出予定額内訳書
- (4) 別紙4 事業収支予算書
- (5) 別紙5 事業説明書
- (6) その他補助対象事業に係る関係書類
- (7) 前年度事業決算書
- (8) 法人及び事業所概要
- (9) 農地の所有、利用に係る書類

土地賃借料の500,000円は
補助金交付の対象外である
ため、差し引く。

別紙1 申請額内訳書

総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	補助対象経費 ④	補助基準額 ⑤	補助選定額 ⑥	補助申請額(事業費分) ⑦	補助対象借入額 ⑧	借入補助額 ⑨
ハード整備	5,000,000	5,000,000	4,500,000	5,000,000	4,500,000	3,000,000	1,500,000	1,000,000
ソフト事業	490,000		490,000	3,000,000	490,000	326,000		
合計	5,490,000		5,490,000	4,990,000	8,000,000	4,990,000	3,326,000	1,000,000

※補助選定額⑥は、③④⑤を比較して最も低い額

※⑦ \leq ⑥ \times 2/3、⑧ \leq ⑥ \times 1/3、⑨ \leq ⑧ \times 2/3

※⑦、⑨については1,000円未満を切り捨て

※⑧は、京都府社会福祉協議会における施設整備等融資金貸付事業又は福祉機関による借入額による借入額予定額を記入

※①のハード整備、ソフト事業が30万円未満のもの又は、①の合計が50万円未満のものは対象外

別紙2

事業計画書

【事業内容】

目的)

地域循環型の消費圏確保・消費層拡大

※課題：地域の若年世帯数の減少、高齢世帯増加に伴う買物困難者対策

方法)

地元野菜の利活用（生産・販売増）と体験型農業の実施を通じた地域共生社会づくり

○生産

野菜栽培 ハウス栽培 水菜、壬生菜、イチゴ、トマト

路地栽培 聖護院大根、大根 じゃがいも、ニンジン

・通年での収穫を行うためにビニールハウスを1棟追加設置

・生産力の強化のためトラクターを導入

・技術面については、近隣の農家〇〇氏又は〇〇氏に指導を仰ぐ。

・農薬散布等利用者では困難な作業については付近の農事組合法人〇〇に委託

○販売

週1回開催される近くの〇〇スーパーで開催される朝市

年4回 事業所の交流スペースにおいて、農産マルシェを開催して販売

○体験農業

体験農業について付き合いのある子育てサークル××及び地域に呼びかけを行い、苗植え、収穫の作業を、こどもを中心とした地域住民に体験をしてもらう。初夏に苗植を行い、秋には収穫した野菜等を収穫し、その場で調理して食す収穫祭を行う。イベントは事業所内で開催し、駐車場が不足する関係で、近隣の土地を利用して誘導員を配置する。

・雨天等に対応するためテントを新たに購入

・イベントの周知のため、チラシを印刷し〇〇地域に配布。場所明示のため看板を2ヶ所設置

目標)

野菜栽培：地元特産野菜の生産を10%増やし、新たな商品作物を5品種生産する

販売：朝市スーパーを1箇所⇒3箇所へ、年4回の農産マルシェと月刊レシピの配布を行う。

体験農業：体験農業を月2回（年12回）開催、うち年4回体験食堂を開催する。

これらの取り組みにより、以下のような効果がもたらされることを目指す。

- ・B型事業所において利用者に農業を体験してもらい、自然と親しむとともに屋外への活動を増やして、外にでるきっかけを作る。
- ・地域の農家に農業指導をしていただくことにより地域住民との接点をもうけるとともに、体験農園によりこどもを中心とした地域住民と交流を行い、地域と施設のつながりを深める。また利用者にもより多くの人と交流できる機会を供与する。
- ・若者世帯回帰のためのベースづくり（体験型イベント、観光地化）。
- ・域内の農産定期市の活性化による、高齢者及び生活困窮者向け買物拠点の創造。

【中・長期プラン】

- ・長期的には、ハウス栽培を強化し、安定した農業経営を図っていくとともに、京野菜を中心とした高付加価値ブランド野菜を中心とした栽培を行う。
- ・来年度以降はサツマイモの種付けを行い、サツマイモを原料とする和菓子の作成に取り組み、地域のブランド商品づくりと、観光客増加を図る。
- ・交流事業については体験農業を継続していくとともに、より多くの体験ができるよう作業工程を細分化して、地域の福祉事業所や介護施設も巻き込む仕組みを築いていく。

○中長期ビジョン

	3年目	5年目~
生産体制	<ul style="list-style-type: none">・生産農地拡大（20%増）・ハウス向け水耕栽培の実施	<ul style="list-style-type: none">・加工企業との業務提携・6次生産体制の確立
商品づくり・販路拡大	<ul style="list-style-type: none">・常設店舗の設置（事業所内）・高齢者向け移動販売の導入	<ul style="list-style-type: none">・高機能食品の開発・商品化・地元ブランド商品の創設
地域循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none">・農福レシピ本の創刊・地域創生塾の開校	<ul style="list-style-type: none">・幼児給食サービスの開始・地域人材研修拠点の整備

【実施時期及び期間】

8月-10月 ピニールハウスの設置、トラクターの導入

じゃがいも、ニンジン等苗付け（体験農業）

12月-1月 収穫期（体験農業）、イチゴの苗植え、水菜、壬生菜のハウス栽培開始

翌5月 イチゴ狩り

別紙3

京都式農福連携補助金支出予定額内訳書

(単位：円)

経費区分	支出予定額	積算内訳書
○ハード整備		
施設整備費	3,000,000 円	・ビニールハウスの設置 3,000,000 円 1,500,000 円/棟 (商品名○○○) × 2 棟
備品購入費	1,500,000 円	・小型トラクターの購入 1,400,000 円 商品名○○○
ハード整備小計	4,500,000 円	体験農業用テント 100,000 円 商品名○○○×2個
○ソフト事業		
体験農業経費		
需用費	100,000 円	・チラシの作成 30,000 円 30 円×1,000 枚 ・看板作成 50,000 円 ・体験用器具 20,000 円 スコップ 10,000 円 500 円×20 個 ビニール袋 100 円×50 袋 軍手、100 円×50 枚
賃金	20,000 円	駐車場整理他イベントアルバイト 2 日×2 人×5,000 円
農業指導		
報償費	70,000 円	近隣にすむ農業者○○氏 謝金 7000 円×10 日
作業委託		
委託費	300,000 円	農薬散布 農事組合法人 30,000 円 1 回 500 m ²
ソフト事業小計	490,000 円	
※土地賃借料 (対象外 経費)	500,000 円	500,000 円 800 m ² /1 年
合計	5,490,000 円	

(注) 積算根拠となる見積書を添付すること。

別紙4

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	内訳
府補助金	3,326,000	
市町村等補助金		
補助対象事業に 係る収入	1,000,000	借入金(申請予定)
自己資金	1,164,000	
その他の		
合計	5,490,000	

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	内訳
補助対象経費	需用費	チラシ作成 30千円、看板 50千円、体験用 20千円
	備品購入費	小型トラクター 1,400千円、テント100千円
	工事請負費	ビニールハウス 3,000千円
	委託費	農薬散布300千円
	賃金	イベントアルバイト
	報償費	農業者○○氏指導
	補助対象経費計(A)	
	4,990,000	
補助対象外経費(B)	500,000	土地賃借料
合計(A+B)	5,490,000	

注 1の「合計」欄の額と2の「合計(A+B)」欄の額は、一致させてください。

別紙5 事業説明書

主たる事業所名：農福連携センター

住所：京都市上京区下立売通新町西入

実施事業所名：農福連携センター

担当者名：会長 農福京太郎

連絡先(TEL・メールアドレス)：

- 原則2年以上の障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス並びに児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援及び同法第7条第2項に規定する障害児入所支援事業所を運営している実績を有していること

指定年月日：平成27年 4月 1日

・実施体制

本事業従事者 支援員数 5名 / 利用者数 20名

事業規模(専有面積) 農地 800m² / 加工場 500m²

予定の場合は、朱書きでお願いします。

・事業実施場所(所在地)※農地を含む。

社会福祉法人農福連携センター(京都市上京区下立売通新町西入)附属農地内

事業対象エリア(複数回答可)

丹後・中丹・南丹・京都市・乙訓・山城
(市町村名：京都市上京区)

■年間スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生産		じゃがいも、大根、ニンジン 定植(体験農業)				ハウス栽培・冬種まき 収穫(体験農業)			
加工							体験食堂		
販売		ビニールハウス設置、トラクター導入				農産マルシェ			

「京都式農福連携補助金」活用に係る農地の適正利用について

◎農地を利用するため必要なこと

○農地の所有者から借り受ける又は購入する。

※農業委員会の許可が必要

(出所:「農」と福祉の連携「福祉分野に農作業を」～支援制度などのご案内～ Ver. 4)

◎農地の利用に係る要件

<基本的要件>

- 1、機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること。
- 2、農地取得後の農地面積の合計が規定以上であること。
- 3、水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと。

<法人で農地を借りる要件>

- ・貸借契約に解除条件が付されていること。
- ・地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと
- ・業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること。

◎農地の利用にあたっての留意点

建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく占有の許可又は農地法（昭和27年法律第229号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく許可又は公告等を必要とするときは、事業実施主体が、関係法令の定めるところにより、これらを得ることが確実であること。

「京都式農福連携補助金」の利用にあたっては、上記利用要件、留意点等を踏まえ、別添申請要領のとおり必要書類をご提出ください。

京都府の農業委員会

市町村	住所	電話番号
京都市	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地	075-212-9050
福知山市	〒620-8501 京都府福知山市字内記 13 番地の 1	077-324-7046
舞鶴市	〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸 1044 番地	077-366-1023
綾部市	〒623-8501 京都府綾部市若竹町 8 番地の 1	077-342-3280
宇治市	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地	077-422-3141
宮津市	〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1	077-245-1645
亀岡市	〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神 8 番地	077-125-5059
城陽市	〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口 16・17	077-456-4009
向日市	〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地	075-931-1111
長岡京市	〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目 1 番 1 号	075-955-9536
八幡市	〒614-8501 京都府八幡市八幡園内 75	075-983-1111
京田辺市	〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80	077-464-1368
京丹後市	〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地	077-269-0040
南丹市	〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地	077-168-0067
木津川市	〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110-9	077-475-1220
大山崎町	〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目 3	075-956-2101
久御山町	〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地	075-631-9964
井手町	〒610-0302 京都府綾喜郡井手町大字井手小字南玉水 67	077-482-6162
宇治田原町	〒610-0289 京都府綾喜郡宇治田原町大字荒木小字西出 10	077-488-6638
笠置町	〒619-1303 京都府相楽郡笠置町笠置西通 90-1	074-395-2301
和束町	〒619-1295 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水 14-2	077-478-3001
精華町	〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻 70 番地	077-495-1903
南山城村	〒619-1411 京都府相楽郡南山城村北大河原久保 14-1	074-393-0105
京丹波町	〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷 62 番地 6	077-182-0200
伊根町	〒626-0493 京都府与謝郡伊根町字日出 651 番地	077-232-0501
与謝野町	〒629-2498 京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 番地	077-243-2191

提出に必要な書類

○申請様式

別記第1号様式

- (1)別紙1 申請額内訳書
- (2)別紙2 事業計画書
- (3)別紙3 支出予定額内訳書 ※見積書(要)
- (4)別紙4 事業収支予算書
- (5)別紙5 事業説明書

○その他申請に必要な書類

- (6)その他補助対象事業に係る関係書類(事業計画資料等)
- (7)前年度事業決算書
- (8)法人及び事業所概要
- (9)農地の所有、利用に係る書類(例:全部事項証明書 他)